

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を改正する法律 案要綱

一 適用実態調査の結果に関する報告書の記載事項に係る改正

法人税関係特別措置（租税特別措置法第 42 条の 3 の 2 の規定によるものを除く。）ごとの高額適用法人（高額適用額に該当する適用額が記載された適用額明細書を提出した法人をいう。）の報告書用法人コード（法人ごとに当該法人を識別することができないようにするために付される番号、記号その他の符号であって、各会計年度を通じて用いられるものをいう。）を、当該高額適用額に該当する適用額と併せて、適用実態調査の結果に関する報告書の記載事項とすること。

（第 5 条第 1 項第 2 号関係）

二 施行期日

この法律は、平成 28 年 4 月 1 日から施行すること。（附則関係）